## 令和5年第1回市議会臨時会資料

議案第33号関係		5
議案第34号関係		2 8
議案第35号関係		3 4
議案第36号関係		3 5
議案第37号関係		3 8
報告第 8 号関係	·	4 2

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、長寿命化に資する大規模な改修を行ったマンションに係る固定資産税を減額するため課税標準となるべき価格に乗じる割合を定めるとともに、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置を延長するため提案する。

## 2 根拠法規

地方税法(昭和25年法律第226号)第3条第1項

## 3 条例の概要

- (1) 新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の規定による助言若しくは指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション又は管理計画認定マンションで一定のものであって、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む一定の大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る家屋に係る当該工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合は、3分の1とすることとした。(附則第3条関係)
- (2) 地方税法附則第15条の9の3第1項の規定により固定資産税の減額を受けようとする者は、特定マンションに係る工事が完了した日から3月以内に、市長に対し申告書を提出しなければならないこと等とした。(附則第4条関係)
- (3) 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止することとした。(旧附則第19条、附則第19条の4関係)
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を 軽減する種別割の特例措置を延長し、令和5年度から令和7年度までの間に初回車両 番号指定を受けた一定の三輪以上の軽自動車について、当該初回車両番号指定の翌年 度分の税率を軽減すること等とした。(附則第20条関係)
- (5) 規定を整備することとした。(第74条、第76条の3関係)
- (6) 所要の規定を整備することとした。(附則第17条から附則第19条の3まで、附則 第21条関係)
- (7) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。 ととした。

改 正 後

正

前

(たばこ税の申告納付の手続)

第74条 前条の規定によってたばこ税を申告納 付すべき者(以下この節において「申告納税者 」という。)は、毎月末日までに、前月の初日 から末日までの間における売渡し等に係る製造 たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この節において「課税標準数量」という 。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額 、第72条第1項の規定により免除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けようと する製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1項の規定により控除を受けようとする場合に あっては、同項の適用を受けようとするたばこ 税額その他必要な事項を記載した施行規則第3 4号の2様式による申告書を市長に提出し、及 びその申告に係る税金を施行規則第34号の2 の5様式又は第34号の2の5の2様式による 納付書によって納付しなければならない。この 場合において、当該申告書には、第72条第3 項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る 製造たばこの品目ごとの数量についての明細を 記載した施行規則第16号の5様式による書類 を添付しなければならない。

2

~ 略

4

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第76条の3第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間についてはであら1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式又は第34号の2の5の2様式とよる納付まって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第76条の3 たばこ税の納税義務者は、法第4 81条、第483条又は第484条の規定に基 づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税 額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若し くは重加算金額を、当該通知書の指定する期限 までに、施行規則第34号の2の5様式又は第 (たばこ税の申告納付の手続)

改

第74条 前条の規定によってたばこ税を申告納 付すべき者(以下この節において「申告納税者 」という。)は、毎月末日までに、前月の初日 から末日までの間における売渡し等に係る製造 たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この節において「課税標準数量」という 。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額 、第72条第1項の規定により免除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けようと する製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1項の規定により控除を受けようとする場合に あっては、同項の適用を受けようとするたばこ 税額その他必要な事項を記載した施行規則第3 4号の2様式による申告書を市長に提出し、及 びその申告に係る税金を施行規則第34号の2 の5様式 納付書によって納付しなければならない。この 場合において、当該申告書には、第72条第3 項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る 製造たばこの品目ごとの数量についての明細を 記載した施行規則第16号の5様式による書類 を添付しなければならない。

2

~略

4

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第76条の3第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式

\_\_\_\_\_による納付書によって納付しなければな らない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第76条の3 たばこ税の納税義務者は、法第4 81条、第483条又は第484条の規定に基 づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税 額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若し くは重加算金額を、当該通知書の指定する期限 までに、施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって

34号の2の5の2様式による納付書によって 納付しなければならない。

### 2 略

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定め る割合)

## 第3条 略

### 2 略

- 3 法附則第15条第25項第1号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号口に規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号イに規定す る設備について同号に規定する条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定す る設備について同号に規定する条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定す る設備について同号に規定する条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項に規定する条例で 定める割合は、3分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する条例で 定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第42項に規定する条例で 定める割合は、3分の1とする。
- 16 法附則第15条第43項に規定する条例で 定める割合は、4分の3とする。

## 17 略

条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定

納付しなければならない。

## 2 略

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定め る割合)

## 第3条 略

### 2 略

- 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第26項第1号口に規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する 設備について同号に規定する条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定す る設備について同号に規定する条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号口に規定す る設備について同号に規定する条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定す る設備について同号に規定する条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第33項に規定する条例で</u> 定める割合は、3分の1とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する条例で 定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第43項に規定する条例で 定める割合は、3分の1とする。
- 16 法附則第15条第44項に規定する条例で 定める割合は、4分の3とする。

## 17 略

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する | 18 法附則第64条に規定する条例で定める割 合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定

の適用を受けようとする者がすべき申告) 第4条 略

2

~ 略

9

- 10 法附則第15条の9の3第1項に規定する 特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は 、当該特定マンションに係る同項に規定する工 事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事 項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1 6項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人 番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を 有しない者にあっては、住所及び氏名又は名 称)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (4) 当該工事が完了した年月日
  - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した 後に申告書を提出する場合には、3月以内に 提出することができなかった理由
- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

~ 略

(4)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

の適用を受けようとする者がすべき申告) 第4条 略

2

~ 略

9

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

~ 略

(4)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略
- 第17条及び第18条 削除 (軽自動車税の環境性能割の非課税)
- 第19条 法第451条第1項第1号(同条第4 項又は第5項において準用する場合を含む。) に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに 限る。以下この条において同じ。)に対しては 、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年1 0月1日から令和3年12月31日までの間(

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)第17条略

### 2 略

3 神奈川県知事は、当分の間、第1項の規定に より賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割に つき、その納付すべき額について不足額がある ことを附則第19条の2の規定により読み替え られた第58条の6第1項の納期限(納期限の 延長があったときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生 じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をし た者が偽りその他不正の手段(当該申請をした 者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提 供した者の偽りその他不正の手段を含む。) に より国土交通大臣の認定等を受けたことを事由 として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定 等を取り消したことによるものであるときは、 当該申請をした者又はその一般承継人を当該不 足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則 第29条の11の規定によりその例によること とされた法第161条第1項に規定する申告書 を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者 とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する 規定を適用する。

## 4 略

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例) 第18条 略

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第19条 略

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例) 第19条の2 略

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の 交付)

第19条の3 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第19条の4 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 法附則第30条第1項に規定する三輪 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の 附則第19条の7第3項において「特定期間」 という。)に行われたときに限り、第58条第 1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性 能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第19条の2 略

### 2 略

3 神奈川県知事は、当分の間、第1項の規定に より賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割に つき、その納付すべき額について不足額がある ことを附則第19条の5の規定により読み替え られた第58条の6第1項の納期限(納期限の 延長があったときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生 じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をし た者が偽りその他不正の手段(当該申請をした 者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提 供した者の偽りその他不正の手段を含む。) に より国土交通大臣の認定等を受けたことを事由 として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定 等を取り消したことによるものであるときは、 当該申請をした者又はその一般承継人を当該不 足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則 第29条の11の規定によりその例によること とされた法第161条第1項に規定する申告書 を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者 とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する 規定を適用する。

## 4 略

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第19条の3 略

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第19条の4 略

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第19条の5 略

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の 交付)

第19条の6 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第19条の7 略

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用の ものに対する第58条の4(第2号に係る部分 に限る。)及び前項の規定の適用については、 当該軽自動車の取得が特定期間に行われたとき に限り、これらの規定中「100分の2」とあ るのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 法附則第30条第1項に規定する三輪 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の 法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から<u>第4項まで</u>において「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽 自動車税の種別割に係る第60条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>

## 略

法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から<u>第8項まで</u>において「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽 自動車税の種別割に係る第60条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第60条の規 定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年</u> 4月1日から令和3年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は 、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## 略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## 略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける 三輪以上の法第446条第1項第3号に規定す るガソリン軽自動車(以下この項及び次項にお いて「ガソリン軽自動車」という。)(営業用 の乗用のものに限る。) に対する第60条の規 定の適用については 、当該ガ ソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた 日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別 割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円 」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500 円」とする。 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける

三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適

用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに

限る。) に対する第60条の規定の適用につい

が令和4年4月1日から令和7年3月31日ま

\_\_\_\_、当該ガソリン軽自動車

ては

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法<u>附則第30条第7項</u>の規定の適用を受ける 三輪以上のガソリン軽自動車

(営業用

の乗用のものに限る。)に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

\_\_\_\_\_の軽自動車税の種別 割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句

とする。

8 法<u>附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける 三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適 用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに 限る。)に対する第60条の規定の適用につい ては、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1 日から令和4年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自 動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には、 当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度 の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条 第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「 3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,90 0円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 略
- 3 略

での間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令</u>和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4</u> 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 略
- 3 略

## 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

## ○地方税法

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

- 第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。
- 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

## 第34号の2の5の2様式記載要領

- 1 この納付書は、市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付する場合に使用すること。
- 2 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとすること。
- 3 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記載するものとすること。
- 4 ※印の欄は、記載しないこと。

備考 eL-QRは、第三片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

督促手数料

計

納期限

指定金融

関

(取りまとめ店)

取りまとめ 局

月3

(1)

#

D

合

06

年 月 日

領

収

Ħ

付

印

額 07

上記のとおり通知します。(市町村保管)

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

市町村たばこ税納付書 ②

市区町村コード

都道 府県

市町村

第三

市区町村コード 市町村たばこ税領収証書 ② 市町村 所在地及び氏名又は名称 第三片の当該箇所 にeL-QRが印字 されているため この箇所は使用し ないこと。 eL番号: 年 度 ※処理事項 事業者コード 修正 決定 月分(から 年 月分まで) 百十億千 税 額 01 金 02 過少申告加算金 03 不申告加算金 04 重 加 算 金 05 督促手数料 06 計 額 07 領 納期限 年 月 日 収 上記のとおり領収しました。(納税者保管) Ħ ◎この納付書は、3枚1組の複写式とな 付 っていますので、切り離さずに提出し てください。 印

(第二片

-15-

(第一片)

第三十四号の二の五の二様式

(用紙縦百七十八ミリメー

ル横八十五ミリメ

ル

) (第三十八条関係

210

第二条 地方揮発油譲与税法施行規則(昭和三十一年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。 特例率を乗じて得た人口(以下この項において特定特例人口という。)」を「特例人口」に、「から特 常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に 者の数で除して得た率(以下この項において「特例率」という。)」を「特例率」に、「当該市町村の されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている 表第二項の項中「、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載 定特例人口」を「から特例人口」に改める。 (地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正) 附則第五項の表第一項の項中「得た率」の下に「(次項において「特例率」という。)」を加え、同

(自動車重量譲与税法施行規則の一部改正)

(号外特第 25 号)

第三条 自動車重量譲与税法施行規則(昭和四十六年自治省令第十三号)の一部を次のように改正す 附則第五項の表第六項の項中「得た率」の下に「(次項において「特例率」という。)」を加え、同

特例率を乗じて得た人口(以下この項において特定特例人口という。)」を「特例人口」に、「から特 常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に 者の数で除して得た率(以下この項において「特例率」という。)」を「特例率」に、「当該市町村の されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている 定特例人口」を「から特例人口」に改める。 表第七項の項中 「、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則(平成三十一年総務省令第四十号) 部を次のように改正する の

第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。 (政令第一条第一号及び第二号に規定する総務省令で定める世帯等

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和四年政令第三百号。次項におい 当する世帯とする。 て「政令」という。)第一条第一号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該

四

- 夫、妻及び二人の子からなる世帯であること。
- 借家に居住する世帯であること。
- 三収入のない世帯であること。

金曜日

2 る率とする。 域の級地区分(前年の十二月三十一日における地域の級地区分とする。)に応じ、当該各号に定め 五年法律第百四十四号)第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地 政令第一条第一号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法(昭和二十

- 三 三級地 ○·八 一 一級地 ○·八

令和5年3月31日

第四条中 |第一条の二]を

附則第三条中 「第一条」を 「第一条の二」に改める。 「第一条の三」に改める。

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、 に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当該各号

十四号様式の改正規定並びに附則第六条第一項の規定(令和五年七月一日 第一条中地方税法施行規則第十五条の十五の改正規定並びに同令第三十三号の五様式及び第1

> 二 第一条中地方税法施行規則第二条の改正規定(同条第二項中「第十条第七項」を「第十条第二 号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式記載要領2並びに第十九号様式及び同様式記載 の五」に改める部分を除く。)、同令第十五条の十一の改正規定(同条第一項第一号イ、第二項第 四項第一号イ、第十七項第一号イ及び第十八項第一号イに係る部分を除く。)、同令第十五条の九 の表の②又は③」に改める部分並びに第六項第一号イ、第七項第一号イ、第八項第一号イ、第十 三十四項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分並びに同条第三 九項、第十一項第一号イ及び第十二項第一号イに係る部分、同条第十三項第一号イ中「第四十一 八項第一号イに係る部分、同項第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分、同条第 十項」に改める部分を除く。)、同令第二条の六の改正規定、同令第九条の二の改正規定(同条第 要領1の改正規定並びに第四条の規定並びに次条第二項及び附則第七条の規定(令和六年一月) 条の改正規定並びに同令附則第二十条の改正規定並びに同令第一号の三様式、第二号様式、第三 改める部分、同条第六項及び第八項第一号イに係る部分、同条第十二項の表第五項第二号の項中 の改正規定(同条第五項第一号イに係る部分、同項第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に 条第四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イ 九条の四の改正規定(同条第一項第一号イ、第二項第一号イ及び第三項第一号イに係る部分、同 同条第十六項第一号イ、第十七項第一号イ、第十八項及び第二十項第一号イに係る部分、同条第 条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の②又は③」に改める部分、 一号イ、第三項第一号イ及び第四項第一号イに係る部分を除く。)、同令第二十五条及び第二十七 十七項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分を除く。)、同令第 **「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分並びに同条第十五項中「第四条の三」を「第四条**

- 三 第一条中地方税法施行規則第二条の二から第二条の三の四まで及び第十五条の改正規定並びに の四とし、同令第十五条の六の二を同令第十五条の六の三とし、同令第十五条の六の次に一条を 同令第十五条の六の四を同令第十五条の六の五とし、同令第十五条の六の三を同令第十五条の六 加える改正規定 令和七年一月一日
- の間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の 効力発生の日 の備考の表及び第十六号の三十の二様式の改正規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍と 第一条中地方税法施行規則附則第四条の七第十二項の改正規定並びに同令第十六号の十三様式
- 五 第一条中地方税法施行規則第十六条の二十二の二第四項第五号イの改正規定 法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)の施行の日 宅地造成等規制
- 六 第一条中地方税法施行規則附則第六条に七項を加える改正規定(同条第八十八項から第九十一 律(令和五年法律第 項までに係る部分に限る。) 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法
- 七 第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十の改正規定(同条の見出しを改める部分、同条第 三項中「特定地方税関係通知(」を「特定地方税関係通知等(」に、「特定地方税関係通知をいう」 法律第四号) 附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日 を「特定地方税関係通知等をいう」に改める部分及び同項第一号イ中「特定地方税関係通知」を 「特定地方税関係通知等」に改める部分に限る。) 所得税法等の一部を改正する法律(令和四年

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第一条の十六第四 提出する場合について適用する。 第一項に規定する指定を受けようとする都道府県 項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に地方税法施行規則第一条の十六 市町村又は特別区が同項に規定する申出書等を

報

官

男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数(総数及び日本人))の表頭「総数(年齢)」のう とあるのは「「十五歳未満」及び「十五~十九歳」」と、「表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県 よる人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」」と、「うち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢 業地・通学地」が「県内他市町村に常住」」に改め、「就業者数)」の下に「の表頭「従業地・通学地に 年齢 (五歳階級)、 ち総数の欄の数から「(再掲) ○~四歳」、「(再掲) 五~九歳」、「(再掲) 十~十四歳」及び「(再掲) 十 中位数及び人口構成比 [年齢別])の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」 に常住」」とあるのは「「うち他県に常住」」を加え、「と読み替えるもの」 を削る。 が「総数」」とあるのは「表側「総数(男女別)」」と、「表側が「十五歳未満」及び「十五~十九歳」 通学者数)]を「令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一―一表(男女、 五~十九歳」」を、「同条第二号中」の下に「「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月 (常住地又は従業地・通学地(二十七区分)による年齢(五歳階級)、男女別人口、就業者数及び 「十五~十九歳」」に改め、「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三-二表」の下に「(年齢(各歳)、 日現在」と、」を加え、「平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表 「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「○~四歳」、「五~九歳」、「十~十四歳」及び 常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率)の表頭「常住地又は従 [年齢別])の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が、年齢(五歳階級及び三区分)、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢

項第一号」を「第十三条の三第十一項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十三項」を 三第九項第二号イ」を「第十三条の三第八項第二号イ」に改め、同項第三号中「第十三条の三第九 項第三号イ」を「第十三条の三第八項第三号イ」に改め、同条第六項第二号中「第十三条の三第十 一項第二号」を「第十三条の三第十項第二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十二 [第十三条の三第十二項] に改め、同条第九項第三号中「掲げる譲渡」を「規定する譲渡」に改め 号イ」に改め、同号ロ中「の認定した」を「が認定した」に改め、同項第二号イ中「第十三条の 附則第十三条の三第二項第一号イ中「第十三条の三第九項第一号イ」を「第十三条の三第八項第

各号」に改める。 附則第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十一条の三第六項各号」を「第十一条の三第七項

を「附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号」に改める。 条第二項第三号ロ」に改め、同条第五項中「附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号 同条第四項中「第十七項第八号」を「第十八項第八号」に、「第十一条第二項第三号ニ」を「第十一 附則第二十条第一項から第三項までの規定中「第十七項第一号」を「第十八項第一号」に改め、

|第三号様式別表\_\_【別添②】\_ 挿入| |第三号様式別表を次のように改める。 |第三号様式\_\_【別添②】\_ 挿入| |第三号様式を次のように改める。 第一号の三様式 (別添①) 挿入 第一号の三様式を次のように改める。 第四号様式中 第二号様式中 道府県民税 市町村民税 道府県民税 市町村民税 を 田  $\mathbb{H}$ を 道府県民税 森林環境税 市町村民税 森林環境税 道府県民税 市町村民税 に改める。 EE 田 に改める。

> 第十二号の六様式の次に次の一様式を加える。第十二号の六様式の次に次の一様式を加える。第十二号の十二様式の次に次の一様式を加える。第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。第十二号の四様式の次に次の一様式を加える。第十二号の四様式の次に次の一様式を加える。第十二号の四様式の次に次の一様式を加える。第十二号の四様式の次に次の一様式を加える。 第十二号の二の二様式 (別添③) 挿入 第五号の十五の二様式 (別添④) 挿入 第五号の十五の二様式 (別添④) 挿入 (別添⑤) おしまる。 第十六号の十三様式の備考の表中 Ш 緛 を 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの

法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの

第十七号様式別表記載要領10回中「又は茶別茶冷受命(回送第41※第14過で海冷すの茶別茶冷災第十六号の四十三様式\_\_(別添⑫)\_\_挿入]第十六号の四十三様式\_\_(別添⑫)\_\_挿入]第十六号の三十の二様式を次のように改める。第十六号の三十の二様式を次のように改める。第十六号の三十の二様式を次のように改める。 Ⅲ-絁 殩 # に改める。

回じ。)」に改め、 受弾」に改める。 おいて同じ。)又は特例特別特例取得(同条第10項に規定する特例特別特例取得をいう。(^)において 第6条第5項に規定する特例取得及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得を含む。(ハハに いい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 得をいう。(^^)において同じ。)」 � 「、特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得を 同表記載要領10ハ中 「又は特別特定取得」や「、特別特定取得又は特例特別特例

第二十二号の四様式の次に次の一様式を加える。第二十二号の四の一様式。(別添⑭) 挿入第二十三号の四の一様式を次のように改める。第三十三号の四の一様式を次のように改める。第三十三号の四の一様式を次のように改める。第三十三号の四の一様式を次のように改める。第二十二号の四様式記載要領 (別添⑭) 挿入第三十三号の四の一様式を次のように改める。 の13第1項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第10条] 第十九号様式及び同様式記載要領1中「第321条の7の13第1頃」を「第44条の2、 第十八号様式記載要領2中「哥馬本田路」の次に「 道府県民税及び森林環境税」 に改める。 を加える。 第321条の7

第三十四号様式を次のと第三十三号の五様式 四号様式を次のように改める。三三号の五様式 (別添⑯) 四号様式

第四十四号様式別表二記載要領1中[第三十四号の二の五の二様式\_\_\_(別] |第701条の34| の次に | 又は法附則第32条の3 若しくは第

項とし、第十三項を第十七項とし、第十二項の次に次の四項を加える。 四十八項第一号ハ」を「附則第十二条第五十一項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十 条第五十項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第一号ハの項中「附則第十二条第 政令附則第十二条第四十七項第二号ハの項中「附則第十二条第四十七項第二号ハ」を「附則第十二 口 第一号ハ」を「附則第十二条第五十項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号 に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ハの項中「附則第十二条第四十八項第二号ハ」を 八項第二号ロの項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第五十一項第二号ロ」 |附則第十二条第五十一項第二号ハ| に改め、同条中第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八 の項中「附則第十二条第四十七項第二号ロ」を「附則第十二条第五十項第二号ロ」に改め、同表 附則第七条第十五項の表政令附則第十二条第四十七項第一号ハの項中「附則第十二条第四十七項

省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土 交通省令第百十号)第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。 政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務

14 期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。 政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長

15 替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものは、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工。 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様

法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 臣と協議して定める書類

して定める書類 政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議

政令附則第十二条第四十八項第一号口に該当する旨を証する書類 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ション
政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通 二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマン 大臣が総務大臣と協議して定める書類 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第五条の

る旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類 ション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十 一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号口に定める要件に該当す マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マン

金曜日

前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては」及び「、 和5年度又は令和6年度」に、「この号ロ」を「同号ロ」に改め、 同表第三号中「令和3年度又は令 第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同表第二号中「令 号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書」を削る。 被災償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同項第三号中「又は同条第十五項第 する被災償却資産(以下この項において「被災償却資産」という。)」、「又は被災償却資産」、「又は第 第十二条の四第十五項」に改め、同項第一号中「又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定 を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第十一項中「附則第十二条の四第十八項」を「附則 治4年度」を「令者5年度又は令者6年度」に改め、同条第六項中「令和三年度又は令和四年度」 和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令者 3 年属又(4)令者 4 年度」を「令 十一項」及び「又は償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同項第二号中「又は 二号から第四号までに掲げる者」、「又は第十一項」、「政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四 附則第七条の三第四項第一号中「この項から第九項まで」を「この条」に改め、同条第五項の表 同条第十五項第

令和 5 年 3 月 3 1 日

**哲5年陳又は令者6年陳」に、「この守口」を「回守口」に改め、同表第三号中「令者3年陳又は令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令者3年陳又は令者4年陳」を「令** を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条に次の二項を加える。 初4年度」を「令初5年度又は令和6年度」に改め、同条第六項中「令和三年度又は令和四年度」 第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同表第二号中「令 附則第七条の四第四項第一号中「この項から第九項まで」を「この条」に改め、同条第五項の表

は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又 もの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に の専有部分の床面積に算入するものとする。 に規定する被災家屋をいう。 次項第一号及び第二号において同じ。) で区分所有に係る家屋である 政令附則第十二条の五第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋(同条第十一項第一号

政令附則第十二条の五第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により被害を受けたことにつ は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 務所の所在地)並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した 番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事 等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人 主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の三第 おいて「被災償却資産」という。)を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは いて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又 所在地及び個人番号又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 いて「代替家屋等」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の 十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産(以下この号及び次号にお 被災家屋又は政令附則第十二条の五第十五項第一号に規定する被災償却資産(以下この項に

れていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代一 被災家屋又は被災償却資産が平成三十年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録さ 替家屋等の詳細を明らかにする書類

ら第四号までに掲げる者(以下この号において「相続人等」という。)が法附則第十六条の三第一 政令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号か 附則第十二条の五第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲 は被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつて 十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令 旨を証する書類

附則第七条の四の次に次の一条を加える。

(政令附則第十二条の六第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等)

第七条の五 政令附則第十二条の六第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに 規定する従前所有者等(以下この項及び次項において「従前所有者等」という。)が令和二年七月 ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積と の項及び次項において「被災住宅用地」という。)の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応 一日において共有持分を有していた法附則第十六条の四第一項に規定する被災住宅用地(以下こ

の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分(次号において「被災住宅用地の する相続人等(次号及び次項において「相続人等」という。)が従前所有者等から被災住宅用地 した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積 部等」という。)を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定

## 〇総務省令第三十六号

号)、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関 地方揮発油讓与稅法(昭和三十年法律第百十三号)、自動車重量讓与稅法(昭和四十六年法律第九十 令(令和五年政令第百三十二号)の施行に伴い、並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、 する法律施行令(令和四年政令第三百号)の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省 令を次のように定める 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)及び地方税法施行令の一部を改正する政

令和五年三月三十一日

総務大臣

松本

剛明

一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

(地方税法施行規則の一部改正) 地方税法施行規則等の一部を改正する省令

により指定を取り消された都道府県等」を加え、同条第四項中「前項」を は第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。)」を加える。 は第七十二条の二十九第二項」を、「含む。)」の下に「又は第五項(法第七十二条の二十八第二項又 「提出した都道府県等」の下に「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定 第一条の十六第一項中「第三項及び第四項並びに」を「以下この条及び」に改め、同条第三項中 第一条の七第十七号中「第五項」を「第四項」に改め、「第七十二条の二十八第二項」の下に 「前二項」に改め、同項 고

を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 申出書等を総務大臣に わらず、当該取消しの日から起算して二年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、 県等 (既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。)は、第一項の規定にかか 出することができる。 法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府 (市町村又は特別区にあつては、 都道府県知事を経由して総務大臣に)提

報

官

- 8 第二十七項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条
- 9 課する固定資産税については、なお従前の例による。 に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得 (共有持分の取得を含む。)又は改良 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項

2

- が行われた旧法附則第十六条の二第十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税について なお従前の例による。
- び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第 の二第五項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三 るのは、「及び第四十三項」とする。 第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「、第四十三項及び第四十六項」とあ 三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の二第二項並びに 十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及 施行日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条

# (軽自動車税に関する経過措置)

行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施 し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、 なお従前の例による。

- 一日である場合には、七号施行日の属する年度)以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度の翌年度(七号施行日が四月取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の 新法第四百四十五条第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、七号施行日以後に
- 3 前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、 された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日 新法第四百四十六条、第四百五十一条及び附則第二十九条の九の規定は、一号施行日以後に取得 なお従前
- わらず、令和八年四月一日以後に新法第四百四十六条第一項から第三項までの規定の適用を受ける施行日以後最初に行う地方税法第四百四十六条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかか 三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。
- わらず、令和八年四月一日以後に新法第四百五十一条第一項から第五項までの規定の適用を受ける 三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。 施行日以後最初に行う地方税法第四百五十一条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかか
- のを除く。)又は旧法第四百六十三条の四の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限る。) 税の環境性能割に係る旧法第四百六十三条の三の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるも は、新法第四百六十三条の三第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。 ては、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車 境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割につい 行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環 新法第四百六十三条の三第二項から第八項まで及び第四百六十三条の四第三項の規定は、一号施
- 和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。 新法附則第三十条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、 令
- 8 以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第三十条の二の規定は、 なお従前の例による。 令和五年度分までの軽自動車税の種別割につ 令和六年度

- 一第十八条 七年新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された 得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例に 三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取
- 四百五十一条第六項」と、「新法第四百五十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。 のは「同条第一項」と、同条第五項中「地方税法第四百五十一条第六項」とあるのは「七年新法第 項において「七年新法」 法第四百四十六条第四項」とあるのは「附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法(次 (市町村たばこ税に関する経過措置) 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税 という。)第四百四十六条第四項」と、「新法第四百四十六条第一項」とある
- 第十九条 新法第四百八十三条第二項から第八項まで及び第四百八十四条第三項の規定は、一号施行 日以後に地方税法第四百八十条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税につ 規定する特定不申告加算金等とみなす の重加算金 (同条第二項の規定の適用があるものに限る。)は、新法第四百八十三条第五項第二号に 百八十三条の不申告加算金 (同条第五項の規定の適用があるものを除く。)又は旧法第四百八十四条 よる。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税に係る旧法第四 いて適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例に

## (鉱産税に関する経過措置)

第二十条 新法第五百三十六条第二項から第八項まで及び第五百三十七条第三項の規定は、一号施行 第五百三十六条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。 除く。)又は旧法第五百三十七条の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限る。)は、 到来した鉱産税に係る旧法第五百三十六条の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを した鉱産税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が 日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来

# (特別土地保有税に関する経過措置)

第二十一条 新法第六百九条第二項から第八項まで及び第六百十条第三項の規定は、一号施行日以後 算金等とみなす。 第二項の規定の適用があるものに限る。)は、新法第六百九条第五項第二号に規定する特定不申告加 不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く。)又は旧法第六百十条の重加算金(同条 の場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九条の に地方税法第六百六条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用 一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。こ

# (市町村法定外普通税に関する経過措置)

第二十二条 八条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。 旧法第六百八十九条の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限る。)は、新法第六百八十 通税に係る旧法第六百八十八条の不申告加算金 (同条第五項の規定の適用があるものを除く。)又は なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普 外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、 行日以後に地方税法第六百八十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定 新法第六百八十八条第二項から第八項まで及び第六百八十九条第三項の規定は、一号施

## (入湯税に関する経過措置)

第二十三条 期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。この場合において、 号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、一号施行日前に当該提出 限る。)は、 があるものを除く。)又は旧法第七百一条の十三の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに 提出期限が到来した入湯税に係る旧法第七百一条の十二の不申告加算金(同条第五項の規定の適用 新法第七百一条の十二第二項から第八項まで及び第七百一条の十三第三項の規定は、一 新法第七百一条の十二第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。 一号施行日前に当該

3 された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された 自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。 新法第百四十九条、第百五十七条及び附則第十二条の二の十一の規定は、一号施行日以後に取得

3

5 らず、令和八年四月一日以後に新法第百五十七条第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動・施行日以後最初に行う地方税法第百五十七条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわ らず、令和八年四月一日以後に新法第百四十九条第一項から第三項までの規定の適用を受ける自動 車の範囲について行うものとする。 施行日以後最初に行う地方税法第百四十九条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわ

4

- 方税法第百六十一条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について 車の範囲について行うものとする。 新法第百七十一条第二項から第八項まで及び第百七十二条第三項の規定は、一号施行日以後に地
- 旧法第百七十一条の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く。)又は旧法第百七十 適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例 による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割に係る に規定する特定不申告加算金等とみなす。 |条の重加算金 (同条第二項の規定の適用があるものに限る。)は、新法第百七十一条第五項第二号 6
- 令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による 新法附則第十二条の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、
- 分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの一号施行日前に納税義務が発生した者 分の一号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十二条の五の規定は、令和五年度 に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。 7
- 年新法」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以第十二条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法(附則第十八条第一項において「七 車税の環境性能割については、なお従前の例による。 下この条及び附則第十八条において「四号施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課す べき自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された自動車に対して課する自動
- 項において「七年新法」という。)第百四十九条第五項」と、「新法第百四十九条第一項から第三項ま 法第百四十九条第四項」とあるのは「附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法(次 のは「同条第一項から第六項まで」とする。 とあるのは「七年新法第百五十七条第七項」と、「新法第百五十七条第一項から第五項まで」とある で」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、同条第五項中「地方税法第百五十七条第六項」 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税
- (道府県法定外普通税に関する経過措置)
- 第十三条 新法第二百七十八条第二項から第八項まで及び第二百七十九条第三項の規定は、一号施行 通税に係る旧法第二百七十八条の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く。)又は なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普 普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税については、 日以後に地方税法第二百七十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法定外 八条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。 旧法第二百七十九条の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限る。)は、新法第二百七十 3
- 第十四条 新法第三百十四条の規定は、施行日以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害に ついて適用する。
- 2 うとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする 指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けよ よる指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする 施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第三百十四条の七第二項の規定に

- けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。 提出する同法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受 第三百十七条の二第一項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について 新法第三百十七条の三の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法
- 適用し、施行日前に提出すべき旧法第三百十七条の六第七項に規定する報告書については、なお従 新法第三百十七条の六第七項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について
- 町村民税に係る旧法第三百二十八条の十一の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを 新法第三百二十八条の十一第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。 除く。)又は旧法第三百二十八条の十二の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限る。)は、 ては、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市 人の市町村民税について適用し、 号施行日以後に地方税法第三百二十八条の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個 新法第三百二十八条の十一第二項から第八項まで及び第三百二十八条の十二第三項の規定は、 一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税につい
- 税義務者が施行日前に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定す 割の納税義務者が施行日以後に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項 る特定株式については、なお従前の例による。 に規定する特定株式について適用し、旧法附則第三十五条の三第十一項の市町村民税の所得割の納 新法附則第三十五条の三第十一項から第二十項までの規定は、同条第十一項の市町村民税の所得
- 町村民税について適用する。 第十二項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市 限る。以下この項において同じ。)並びに附則第八条第十一項(同号の規定に係る部分に限る。)及び 新法第二百九十二条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に
- 第十五条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百十四条の二第一項(第十号 令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。 の二に係る部分に限る。)の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、

# (固定資産税に関する経過措置)

- |第十六条||別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和五年度以後 の年度分の固定資産税について適用し、 令和四年度分までの固定資産税については、 なお従前の例
- 出の要求については、なお従前の例による。 旧法第三百五十三条第一項及び第三百九十六条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提 らの規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求について適用し、二号施行日前に行われた 新法第三百五十三条第一項及び第三百九十六条第一項の規定は、二号施行日以後に行われるこれ
- 適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による 新法第三百九十三条第二項及び第三項の規定は、令和七年度以後の年度分の固定資産税について
- 4 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項 に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条
- 第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する 平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十九号)

7

6

- 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第百九条第四項に 偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく 府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道
- 偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 おいて準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚
- 代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項から第四項ま おいて同じ。)の代表者(当該社団又は財団の代表者又は管理人を含む。)又は法人若しくは人の での違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項に
- 訴訟に関する法律の規定を準用する。 表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事 ある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用が

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正)

第七条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)の一部を 次のように改正する。

同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。 避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、 第二十二条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌

第二十六条第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」 第二十三条第一項及び第二十五条第三項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」 に

載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加え う。次号において同じ。)その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記 た者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「同条」を「帳簿書類(同条」に、「の検査」を「をい 処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてそ を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滯納 の違反行為をした者は」に改める。 第二十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「し

金曜日

書類その他の物件 (その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。 提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿 おいて、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の物件の提示又は 第八条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合に

(総務省設置法の一部改正)

令和5年3月31日

とする 附則第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する

定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法 改め、「及び地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)附則第十四条第二項の規 (昭和三十年法律第百十三号)」を削る。 附則第四条第一項中「(昭和三十五年法律第百五号)、」を「(昭和三十五年法律第百五号) 及び」に

||第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号

第八十五条、第八十六条、第九十条。第九十一条第三項及び第四項、第九十五条、第九十六条、第八十五条、第九十六条、第九十五条。第七十四条の二十九第一項、第七十八条、第八十条、条の十五、第七十四条の十八第一項、第七十四条の二十三、第七十四条の二十四第三項及び第四条の十五、第七十四条の二十四第三項及び第四 第五百二十八条、第五百三十条、第五百三十六条、第五百三十七条第三項及び第四項、第五百四 び第四項、第四百八十五条の四第一項及び第三項、第四百八十五条の五第一項、第五百二十六条、 条、第三百五十六条、第三百五十八条、第三百七十四条、第三百七十五条、第三百八十五条第 項、第三百二十八条の十六第一項及び第二項、第三百三十二条、第三百三十三条、第三百五十四 百十七条の七、第三百二十四条、第三百二十八条の十一、第三百二十八条の十二第三項及び第四 七十七条第一項、第百七十七条の十四第一項、第百七十七条の十六第一項及び第三項、第百七十第三項、第百七十一条、第百七十二条第三項及び第四項、第百七十六条第一項及び第三項、第百四十九条、第百五十二条第一項、第百五十四条第一項、第百五十七条、第百六十六条第一項及び 第百四十四条の四十八第三項及び第四項、第百四十四条の五十二、第百四十四条の五十三、第百 百四十四条の三十七、第百四十四条の三十九、第百四十四条の四十一、第百四十四条の四十七、 四十四条の二十五、第百四十四条の二十六、第百四十四条の二十八、第百四十四条の三十三、第 第百四十四条の十二、第百四十四条の十七、第百四十四条の十九、第百四十四条の二十二、第百 の百九第一項、第七十二条の百十、第七十三条の九、第七十三条の十一、第七十三条の十九、第 七十二条の九十一、第七十二条の九十二、第七十二条の九十五、第七十二条の百二、第七十二条 六十、第七十二条の六十四、第七十二条の六十九、第七十二条の七十、第七十二条の八十五、第 条の八、第七十二条の十、第七十二条の四十六、第七十二条の四十七第三項及び第四項、第七十 の五十七第一項、第七十一条の六十一第一項及び第三項、第七十一条の六十二第一項、第七十二 第三項及び第四項、第七十一条の三十七第一項、第七十一条の四十一第一項及び第三項、第七十 の二第一項、第二十二条の四第一項、第二十七条第一項、 第一項、第六百七十五条、第六百七十七条、第六百八十二条、第六百八十八条、第六百八十九条 十二条、第五百四十三条、第五百八十九条第一項、第五百九十一条、第六百四条第一項及び第三 十六条、第二百八十七条、第二百九十九条第一項、第三百一条、第三百十七条の四第一項、第三 第百九十一条、第百九十二条、第二百一条、第二百二条、第二百六十五条、第二百六十七条、第 七条の二十二第一項及び第三項、第百七十七条の二十三第一項、第百八十六条、第百八十九条、 七十三条の三十、第七十三条の三十七、第七十三条の三十八、第七十四条の八第一項、第七十四 七十一条の十四、第七十一条の十五第三項及び第四項、第七十一条の十六第一項、第七十一条の 第三項及び第四項、第六百九十一条、第六百九十六条、第六百九十七条、第七百条の五十七、 二百七十二条、第二百七十八条、第二百七十九条第三項及び第四項、第二百八十一条、第二百八 二条の四十九第一項及び第三項、第七十二条の四十九の十、第七十二条の五十六、第七十二条の 二十第一項及び第三項、第七十一条の二十一第一項、第七十一条の三十五、第七十一条の三十六 一条の四十二第一項、第七十一条の五十五、第七十一条の五十六第三項及び第四項、第七十一条 第一条中地方税法第十五条の二、第十五条の六の二第三項、 第六百九条、第六百十条第三項及び第四項、第六百十四条第一項及び第三項、第六百十五条 第七百条の六十一 、第七百条の六十七、第七百条の六十八、第七百一条の六、 第三十条、第六十九条、 第十七条の五第六項

報

官

同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」

一に改め、

附則第三十条の二第一項中「、第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改

に「令和五年改正前の地方税法」を加える。 附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下

5

の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。 項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」 同号ロ中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同 附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「固定資産税について」の下に「令和 附則第二十一条の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、

五年改正前の地方税法」を加える。

加え、同号ロ中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加附則第二十七条の四の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税に ついて」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。 附則第二十七条の四の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」

# 附則第二十九条の八の二を削る。

附則第二十九条の九第三項中「次項」の下に「及び第七項」 「百分の三十五」に改め、同条に次の一項を加える。 を加え、同条第五項中「百分の十」

る法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次・ 第四項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対す に掲げるもの及び地方税法附則第二十九条の九第四項の規定による軽自動車税の環境性能割」と

附則第二十九条の十八第三項を削る

表の下欄に掲げる字句| を「同項第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号ハ(1)(i)度分」に、「第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七 リン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた 自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に 効率(次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽 に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費十七年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「第四百四十六条第一項第三号イ(2)」を「同号イ(2)」 う。)」に、「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「同号イ⑴()に規定する平成三十年ガソリン軽中 分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項から第 和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度 年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年 三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」 は令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を 「令和八年三月 軽中量車基準」を「同号イ⑴⑪に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項において「平成 量車基準(次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「平成十七年ガソリン 千九百円」とあるのは「三千五百円」」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「、当該ガソ に、「第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下 六項までを削り、同条第七項中「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の第四百四十六条第 欄に掲げる字句」を「同項第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号ハ⑴i中「六 一項第三号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」とい 附則第三十条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第二項中「令和二年四月一日から令 「六千九百円」とあるのは「五千二百円」」に改め、同項を同条第四項とする。

> 条の次に次の一条を加える に掲げるもの及び地方税法附則第三十条の二第二項の規定による軽自動車税の種別割」とする。る法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「か 附則第三十二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(事業所税の非課税)」を付し、 第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対す

第三十二条の四 指定都市等は、国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国 おいては、第七百一条の三十四第六項の規定を準用する。 をいう。)において行う事業に対しては、令和九年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、 るものの用に供する施設に係る事業所等(第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等 る外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。)が博覧会に関して行う事業で政令で定め 第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業所税を課することができない。この場合に 千二十五年日本国際博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(博覧会に参加す 際博覧会(以下この項において「博覧会」という。)の会場内において設置される公益社団法人二

いては、これらの規定中「第七百一条の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一条いては、これらの規定中「第七百一条の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一条2)前項の規定の適用がある場合における第七百一条の四十三第一項及び第二項の規定の適用につ の三十四又は附則第三十二条の四第一項」とする。

適用に関し必要な事項は、政令で定める。 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の

3

改める。 を「令和五年分」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」 附則第三十三条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年六月三十日」に、「令和四年分」

に改める。 附則第三十三条の三第四項及び第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」

附則第三十四条の二第一項、 第二項、 第四項及び第五項中「令和五年度」を「令和八年度」に改

第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取の」に、「市町村民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第十三項」を「)又は租税特別措置法 の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第八項中「によつて」を「に める。 三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。 十三の三第八項」に改め、同条第十八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十九項中 十三の三第一項各号」に改め、同条第十六項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の に限る。第十三項」に、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項各号」を「同法第三十七条の 得をしたもの(当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。) に改め、同条第十一項中「特定中小会社の」を「市町村民税の所得割の納税義務者(特定中小会社 より」に改め、同条第九項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」 条の十三の二第一項」を「同法第三十七条の十三の三第一項」に改め、同条第六項中「第三十七条 とその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)に限る。 第三項」に、「租税特別措置法第三十七 社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの(当該株式会社の発起人であるこ を「もの」に、「第三項」を「)又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会 割の納税義務者(租税特別措置法第三十七条の十三第一項」に、「道府県民税の所得割の納税義務者」 附則第三十五条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「道府県民税の所得

を「第七十二条の四十九の十二第十四項」に改める。 附則第五十条第五項中「又は第十項」を「又は第十四項」に、「第七十二条の四十九の十二第十項 附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改める。

附則第五十一条の二を削る。

を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。 附則第五十六条第十二項及び第十五項中 附則第六十三条第一項中「及び次条」 及び「次条において同じ。」を削り、 「第二十二項」を「第二十一項」 同条第四項中 に改める。 一者は

該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度分の固定資産税に定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当 める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から 額とする。)の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定 を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算 限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額(この項の規定の適用

11

2 前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者から べき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。 書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき同項の規定の適用がある 当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める

は、当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第一項の規定を適用する 期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるとき ことができる。 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該

度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項分」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度分又は令和四年 の次に次の三項を加える。 和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度を「住宅用地(以下この項及び第三項」に改め、同条第二項中「令和三年度又は令和四年度」を「令 和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に、「住宅用地(以下この条」 和七年三月三十一日」に改め、同条中第十一項及び第十二項を削り、第十三項を第十一項とする。 度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令 分」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度分又は令和四年 和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に、「住宅用地(以下この条」 和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度 を「住宅用地(以下この項及び第三項」に改め、同条第二項中「令和三年度又は令和四年度」を「令 附則第十六条の三第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令 附則第十六条の二第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令 附則第十五条の十第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める

定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額(同条の規定の適用を受ける家屋(附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規 月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日 当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が令和五年四月一日以後において二回以上改 おける当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、 である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内 のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額) る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係 を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係 築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年の一 に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋 にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。)のうち、この項の規定の適用 とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額 に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合に 市町村は、平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物

2

良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行 却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産の取得(共有持分の取得 ある場合には、 三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の一 を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の 代わるものとして政令で定める部分とする。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四 取得又は改良が行われた償却資産(改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改 産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資 分の一の額)とする。 課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の 十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税 われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に を含む。以下この項において同じ。)又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合における当該 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償却資産が共有物で . その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に

まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の三第十一項」と 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の一

附則第十六条の三の次に次の一条を加える。

(令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例

第十六条の四 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地 この条において「被災住宅用地」という。)のうち、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日に 当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三 和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和五年度又は令和六年度に係 おいて「被災住宅用地の所有者等」という。)が所有するものに対して課する令和五年度分又は令 係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者(第五項及び第六項に 百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下 の」とする。 るのは、「附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるも 宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあ 百八十四条の規定を除く。)を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住 において「住宅用地」という。)として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、 る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地(以下この項及び第三項 おいて家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和二年度に で令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの(第三

その他の政令で定める者(以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。) 共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定 を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合(前項の規定の適用が が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部 とあるのは、「附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。 ている土地以外の土地に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画 めるもの(第七項において「特定被災住宅用地」という。)で家屋又は構築物の敷地の用に供され ある場合を除く。)には、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の 令和二年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者 前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の四第一項」

金曜日

和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条 三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令 第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十 和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条中第四十三項を第四十二項とし、 第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、同条第四十二項中「令和五年三月三十一日」を「令 月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条中第四十項を 項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「令和五年三 十五項とし、同条第三十七項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同 同条第三十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三 和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし 限る。)」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令 に、「その者」を「その者(当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に 十二項を第三十一項とし、同条第三十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」 十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「令和五年三月三十一日」を「令和 め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三 条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改 務省令で定めるものを受けて令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項を同 同条第二十七項中「平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「、政府の補助で総 和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、 和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十 又は地方公共団体」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第 年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「政府」を「政府 及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十九号)の施行の日から令和六 同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中 [第二十四条第七項]を[第 四項とし、同条第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を すものに限る。) により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十 第十五項中「認定事業により平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「認定事業 八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条中第三十一項を第三十項とし、第三 二項中「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第二十三項を第 |十項中「令和四年度」を「令和六年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「令 一十四条第八項(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)」に、「地域公共交通の活性化 (その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、 政令で定める要件を満た 一十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「令和五年三月三十一日」を「令 項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「令和五年三月三十一日」 に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の二項を加える。 を 「令和七年

令和5年3月31日

行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等に係る固定資産税の課税標準となった年度から四年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に保る固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の一の額とする。別により、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の一の額とする。 一の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるところにより、出該機械装置等のうち租税特別措置法第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された適定資産税が課されることとなった年度から四年度分)の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税が課されることとなった年度から四年度分)の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三附則第十五条の六第一項中「附則第十五条の九の二」を「附則第十五条の九の三」に改める。十三項若しくは第二十七項」を「前条第十二項若しくは第二十六項」に改める。例則第十五条の二第一項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改め、同条第二項中「前条第附則第十五条の二第一項から第二項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改め、同条第二項中「前条第

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

九第一項若しくは前条第一項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第二条第一号に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理で定めるものが行われたもの(当該工事が行われた棟に限る。以下この項において同じ。)のうち、同法第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導をでの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われたもの(当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンションで皮めるものが行われたもの(当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンションで皮めるものが行われたもの(当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンションの関策十五条の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンションが既にこの項の規第十五条の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンションが既にこの項の規第十五条の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンションが既にこの項の規第十五条の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンションが既にこの項の規第十五条の九の二十年以上を経過したマンションが既にこの項の規定の項が関係では、対策により、第二条の九の元を記述した。

に改め、同項に次の表を加える。

とし、同条第十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、[第十八項]を[第

ら令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別 七十七条の七第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日か 附則第十二条の三第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第百七十七条の七第一項」を「第百 第 第一 第 第二項第二号 第二項第一 項第四号 項第三 項第三号イ(2) 号 号口 八千円 六千円 六千三百円 五千二百円 六千三百円 四千七百円 四千五百円 八万三千円 七万四千円 六万五千五百円 五万七千円 四万九千円 四万千円 三万三千円 六万四千円 五万七千円 五万五百円 四万四千円 三千七百円 三万八千円 三万二千円 一万九千円 一万六千五百円 一万五千五百円 八千円 七千円 千六百円 千三百円 千六百円 千二百円 千円 六千五百円 千五百円 千五百円 八千五百円 九千五百円 七千五百円 二千円 一万千円 一万千円 万六千五百円 万四千五百円 万二千五百円 万五百円 万六千円 万四千五百円 万八千五百円 万三千円

割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を 当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同 同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項 3 2 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博 を「令和七年三月三十一日」に改める。 標準となるべき価格の二分の一〕」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、 該設備のうち大規模なものとして政令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税 項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成三十一年四月一日から令和五年三月三十 において「博覧会協会」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。 に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 三項」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」 日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五(当 「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十三項」を「第十| |附則第十五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中 | 令和五年三月三十一日 | を 附則第十四条の二中「公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会」の下に「(次項及び第三項 産税又は都市計画税を課することができない。 固定資産税又は都市計画税を課することができない。 産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、 附則第十四条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」 る法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次 たものに限る。)に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資 つて、博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ が、当該契約に基づき博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産(博覧会の用に供されるものであ 覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者 覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(博覧会に参加する外国政府、外国の地 に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の五第二項の規定による自動車税の種別割」とする。 附則第十二条の五第一項中 方公共団体及び国際機関を除く。)が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資 附則第十二条の三第六項を同条第三項とする。 第 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、 第四号イ 第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対す 一号イ 第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第 四千五百円 四万七百円 七千五百円 九千五百円 八千五百円 一万七千二百円 一万三千六百円 一万五百円 万七千九百円 万五千七百円 万三千八百円 九千円 八千円 七千円 五千円 四千円 二千五百円 四千五百円 二万五百円 万四千円 万二千円 万五百円

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

令和五年三月三十一日

御

名

御 璽

内閣総理大臣 岸田 文雄

(号外特第 25 号)

法律第一号

(地方税法の一部改正) 地方税法等の一部を改正する法律 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

をいう。以下この章において同じ。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含 することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類 しくは提出を求めさせ、又は当該調査において提出された物件を留め置かせる」に改め、 同条第十項中「又は」を削り、「検査させる」を「検査させ、当該物件(その写しを含む。)の提示若 む。同項において同じ。)その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した」に改め、 くは偽りの答弁をし、」に、「忌避した」を「忌避し、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出 条 (その作成又は保存に代えて電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識 項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。 第十五条の二第七項中「においては」を「には」に改め、同条第九項第二号中「又は」を「若し 同条第十

第十五条の六の二第三項の表第十五条の二第九項第二号の項を次のように改める。

第二号 マは同項の規定による	含む	含む。同項において同じ	
一号 同項の規定による検査 同項の規定による	具の又は同条の規定の例により行う徴税吏	又は同項の規定による	
一号 より行う徴税吏員の	検査の規定の例により行う徴税吏員の	同項の規定による検査	_
	-	次項の規定による	第九

金曜日

第七百一条の十二第六項、第七百一条の六十一第六項、第七百二十一条第六項又は第七百三十三条 百七十一条第六項、第二百七十八条第六項、第三百二十八条の十一第六項、第四百六十三条の三第 る部分に限る。)、第七十四条の二十三第六項、第九十条第六項、第百四十四条の四十七第六項、第第七十一条の三十五第七項、第七十一条の五十五第七項、第七十二条の四十六第六項(第一号に係 第五項、第六百九条第五項、第六百八十八条第五項、第七百一条の十二第五項、第七百一条の六十 第九十条第五項、第百四十四条の四十七第五項、第百七十一条第五項、第二百七十八条第五項、第 の十八第七項」に改める。 六項、第四百八十三条第六項、第五百三十六条第六項、第六百九条第六項、第六百八十八条第六項、 十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四条の二十三第五項、 三百二十八条の十一第五項、第四百六十三条の三第五項、第四百八十三条第五項、第五百三十六条 一第五項、第七百二十一条第五項又は第七百三十三条の十八第六項」を「第七十一条の十四第六項、 第十七条の五第六項中「第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五

令和5年3月31日

下この款において同じ。)」を削る。 できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 第二十三条第一項第四号イ中「法人税額」の下に「(各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規 `きない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以第二十二条の四第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することが 第二十二条の二第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

九項まで及び第十二項」に改める。 ら第九項まで及び第十二項」に改め、同号ロ中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第 税額をいう。)に対する法人税の額を除く。)」を加え、「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項か 定する対象会計年度をいう。)の国際最低課税額(同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課

同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。 避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、 第三十条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」 第二十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌

に

中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第八項」の下に「及び次条第一項」を加え、「に第三十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(所得割の課税標準)」を付し、同条第二項 項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十 よつて」を「により」に改め、同条第六項ただし書中「によつて」を「により」に改め、 おいては」を「には」に改める。 に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条第三項中

項中「うめられた」を「埋められた」に改める。

第三十三条 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(特定非常災害の被 第三十三条を次のように改める。 非常災害発生年純損失金額(その者の当該特定非常災害発生年において生じた前条第八項の純損 定非常災害発生年」という。)の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が特定 という。)に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年(以下この項及び次項において「特 第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害(第五項において「特定非常災害」 害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第

除く。)」とする。 を除く。)」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外 日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用 失金額をいい、当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。) 前五年内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年前において控除されたものを のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年 いて生じた特定非常災害発生年純損失金額(この項の規定により前年前において控除されたもの 以外のもの(」と、「を除く。)」とあるのは「を除く。)並びに当該納税義務者の前年前五年間にお 同じ。)及び被災純損失金額(次条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。) 純損失金額(次条第一項に規定する特定非常災害発生年純損失金額をいう。以下この項において については、同条第八項中「純損失の金額(」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年 を有する場合には、当該特定非常災害発生年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末 失の金額をいう。)又は被災純損失金額(所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損

の価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上で 資産をいう。次号において同じ。)でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるもの 損失額をいう。)の当該納税義務者の有する事業用固定資産(同項第三号に規定する事業用固定 事業資産特定災害損失額(所得税法第七十条の二第四項第二号に規定する事業資産特定災害 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災 害補償に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の 改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基 礎となる補償基礎額を改めるため提案する。

## 2 根拠法規

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和3 2年法律第143号)第4条第1項

## 3 条例の概要

- (1) 介護補償の額を引き上げることとした。(第12条関係)
- (2) 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。(別表関係)
- (3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後

-----

改

前

(補償基礎額)

- 第3条 補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。
- 2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日 又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断 によって疾病の発生が確定した日(附則第12項及び第13項において単 に「事故発生日」という。)における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科 医師又は薬剤師としての経験年数(第18条第2項第2号において単に「 経験年数」という。)に応じて、別表に定める額とする。
- 3 略
- 4 略

(介護補償)

## 第12条 略

- 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が172,550円を超えるときは、172,550円)
- (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき 事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。) に親族 又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に 要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護 に要する費用として支出された額が77,890円以下であるときに限 る。) 77,890円
- (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会

(補償基礎額)

第3条 補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。

IE.

- 2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日 又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断 によって疾病の発生が確定した日(附則第12項及び第13項において単 に「事故発生日」という。)における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科 医師又は薬剤師としての経験年数(第18条第2項第2号において単に「 経験年数」という。)に応じて、別表に定める額とする。
- 3 略
- 4 略

(介護補償)

## 第12条 略

- 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が171,650円を超えるときは、171,650円)
  - (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき 事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族 又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に 要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護 に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>以下であるときに限 る。) 75,290円
  - (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会

規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が86,280円を超えるときは、86,280円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が38,900円以下であるときに限る。) 38,900円

別表 (第3条関係)

## 補償基礎額表

医師、歯科医師又は 薬剤師としての経験 年数	5 年未満	5年以上10 年未満	10年以上1 5年未満	略
学校医及び学校歯科 医の補償基礎額	円 <u>6,340</u>	円 <u>8,085</u>	円 <u>9,640</u>	略
学校薬剤師の補償基 礎額	5, 340	6, 310	6, 925	略

備考 略

規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が85,780円を超えるときは、85,780円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>37,600円</u>以下であるときに限る。) <u>37,600</u>

別表 (第3条関係)

## 補償基礎額表

医師、歯科医師又は 薬剤師としての経験 年数	5年未満	5年以上10 年未満	10年以上 15年未満	略
学校医及び学校歯科 医の補償基礎額	円 <u>6,245</u>	円 <u>8,003</u>	円 <u>9,608</u>	略
学校薬剤師の補償基 礎額	5, 263	6, 240	6, 900	略

備考 略

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (補償の範囲、金額、支給方法等)

- 第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。
- 2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年 法律第百九十一号)の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯 科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又は薬剤師 としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程 度のものとなるようにこれを定めなければならない。
  - ○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和5年政令第154号)の規定による改正前のもの)

(介護補償)

- 第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
  - 一 病院又は診療所に入院している場合
  - 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
  - 三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合
- 2 <u>介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>
  - 一 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が十七万千六百五十円を超えるときは、十七万千六百五十円)
  - 二 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。 以下この号及び第四号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある とき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に 要する費用として支出された額が七万五千二百九十円以下である場合に限る。) 七万五千二百 九十円
  - 三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が八万五千七百八十円を超えるときは、八万五千七百八十円)
  - $\underline{\mathbf{u}}$  <u>随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が三万七千六百円以下であるときに限る。)</u> <u>三万七千六百円</u>

金曜日

(号外特第 25 号) 号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」第六条の二第二項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二 〇〇円」を「六、九二五円」に改める。 礎額の項中「五、二六三円」を「五、三四〇円」に、「六、二四〇円」を「六、三一〇円」に、「六、九 を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。 三円」を「八、〇八五円」に、「九、六〇八円」を「九、六四〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基 別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、二四五円」を「六、三四〇円」に、「八、〇〇 附則

(施行期日)

公布の日から施行する。 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、 (経過措置)

ついて支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額について 日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間に改正後の別表の規定は、令和四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同 償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補 なお従前の例による。

3

内閣総理大臣 文部科学大臣 岸 永田 岡 文柱

る政令をここに公布する。 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正す

## 御 名 御 璽

令和五年三月三十一日

政令第百五十四号 正する政令 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改

年法律第百四十三号)第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年 内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二

政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

-33-

内閣総理大臣 岸田 文雄

## 令和5年第1回臨時会補正予算(専決処分)の主な事業の概要

## 一般会計(令和5年度 補正第1号) (歳出)

(単位:千円)

								(中位・111)		
項番	( 王 管 課 )	補	正額		説		明			
	(款) 民生費(項)児童福祉費			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
	(目)児童福祉総務費			.2, 400						
١.	職員給与費		2, 400	  エネルギー・食	c料品価格等の!	物価高騰への生	活者支援として	、国による子		
	(職員課)			育て世帯生活支援特別給付金の給付事務に従事する職員に係る時間外勤務 手当を増額するもの。						
					*決定過程 玛	里事者調整(令和5	5年4月14日)	·		
	(款) 民生費(項) 児童福祉費			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
	(目) 児童保育費		295, 000	295, 000						
	  子育て世帯生活支援特別給付金					11				
2	(こども政策課)				接特別給付金	物価高騰への生 を支給すること				
				*決定過程 理事者調整(令和5年4月14日)						
	(款) 民生費(項)児童福祉費			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
	(目)児童保育費			31, 248						
	  子育て世帯生活支援特別給付金給付事		31, 248		WITH THE ACT OF	<b>化压支账</b> 页丛	开水 <b>十</b> 版 1. 1 ~	- Fire 1 7 7		
3	務費					物価高騰への生 を支給すること				
	(こども政策課)				共済費、費用	を文品りること 弁償、消耗品費				
1				-	*決定過程 玛	里事者調整(令和5	5年4月14日)			

## 令和5年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

## 一般会計(令和5年度 補正第2号) ( 歳 出 )

(畄位・壬円)

						<u>(単位:千円)</u>
項番	( 款 項 目 ) 事 業 名 ( 主 管 課 )	補 正 額			明	
	(款) 総務費(項) 総務管理費		国庫支出金 県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(目)企画費 情報化推進経費 (デジタル推進課)	15, 015	国がマイナンバーカードの普の期間が延長されることに伴め、委託料を増額するもの。	¥い、マイナポイ	ント設定支援を	
1			*决定過程 	理事者調整(令和5	5年4月17日)	
	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費		国庫支出金 県支出金 4,126	地方債	その他	一般財源
2	職員給与費(職員課)	4, 126	エネルギー・食料品価格等の 税世帯に対する電力・ガス・ に従事する職員に係る時間外	食料品等価格高	騰重点支援給付 するもの。	、住民税非課 金の給付事務
	(款) 民生費(項)社会福祉費	·	国庫支出金 県支出金	地方債	その他	一般財源
3	(目) 社会福祉総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (介護保険課)	29, 940	エネルギー・食料品価格等の 影響を受ける介護サービス事 ことに伴い、負担金補助及び	<b>工業所等の負担を</b>	軽減し、事業運 るもの。	
	4					•
	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	765, 000	国庫支出金 県支出金 765,000	地方債	その他	一般財源
4	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (生活支援課)	103, 000	エネルギー・食料品価格等の 税世帯に対する電力・ガス・ ことに伴い、負担金補助及び	食料品等価格高	騰重点支援給付 るもの。	
	(款) 民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費		国庫支出金 県支出金 49,853	地方債	その他	一般財源
5	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費 (生活支援課)	49, 853	エネルギー・食料品価格等の 税世帯に対する電力・ガス・ ことに伴い、報酬、会計年度 品費、通信運搬費、手数料、	食料品等価格高 E任用職員期末手	騰重点支援給付当、共済費、費 ・みび賃借料を増	一金を支給する 日弁償、消耗
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費		国庫支出金 県支出金	地方債	その他	一般財源
6	(目)障がい者福祉費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (障がい福祉課)	11, 730	エネルギー・食料品価格等の 影響を受ける障害福祉サービ することに伴い、負担金補助	ごス事業所等の負	担を軽減し、事  額するもの。	
	(款) 民生費(項)児童福祉費 (目)児童福祉総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費	50, 184	国庫支出金 県支出金 50,184	地方債	その他	一般財源
7	新型コロテリイルス感染症対束事業質 (保育課)		エネルギー・食料品価格等の 影響を受ける認可保育所等の い、負担金補助及び交付金を *決定過程	O負担を軽減し、	事業運営を支援	

## 令和5年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

## 一般会計(令和5年度 補正第2号) ( 歳 出 )

				<del></del>			<u>(単位:千円)</u>
項番	兼	補 正 額		説		明	
	( 主 管 課 )       (款)衛生費(項)保健衛生費       (目)保健衛生総務費		国庫支出金 26,717	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (地域保健課)	26, 717	<del></del>	療機関や薬局等 費用弁償、印 の。	等の負担を軽減	し、事業運営を 運搬費、負担金	支援すること
	(款)農林水産業費(項)農業費 (目)農業振興費		国庫支出金 7,350	県支出金	地方債	その他	一般財源
9	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (農業水産課)	7, 350		業者に対する 金補助及び交	農業水産事業者	支援事業給付金 もの。	
-	(款)農林水産業費(項)水産業費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
10	(目) 水産業振興費 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1, 298	1,298 エネルギー・食 影響を受ける漁 とに伴い、負担	業者に対する 金補助及び交	農業水産事業者	支援事業給付金 もの。	
	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費	900 000	国庫支出金 380,000	県支出金	地方債	その他	一般財源
11	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (産業観光課)	380,000	エネルギー・食 支援するととも 舗でのキャッシ い、消耗品費、	に、地域経済 ュレス決済に 広告料、委託	の活性化や市内 対するポイント	消費を喚起する 還元事業を実施 賃借料を増額す	ため、市内店 することに伴
	(款) 土木費(項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう新設改良費		国庫支出金	県支出金	地方債 300	その他 899	一般財源 132
12	浜園橋橋りよう整備事業費	1, 331	浜園橋橋りょう。 務委託について するもの。	、労務単価の	ける取付道路工	及び護岸工に係 の改定に伴い、	る設計積算業
	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	illi (Albert II (Anna Marger propriet considerate general gene	国庫支出金 8,482	県支出金	地方債	その他	一般財源
13	新型コロナウイルス感染症対策事業費	8, 482		ス事業者やタ 、負担金補助	クシー事業者に	対し、燃料費高 額するもの。	
	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 2,978
14	中学校給食施設整備事業費	2, 978	中学校給食の実上昇に伴い、委	託料を増額す			
				* 外化则性 *	로쿠『티메IE(TIMUS	·구ブ/3 · / 凵 /	

## 令和5年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

## 一般会計(令和5年度 補正第2号) (歳出)

(単位:千円)

														(-1-1-1- · 1 1 1 1 )
項番		(	款 事 主	項 業 管	目 名 課	)	補	正	額		説		明	
Г	T	(款) 教育			会教育	費		***************************************		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	L	(目) 青少	〉年対	策費 .						368	•			
1	5	新型コロブ (青少年詩		ルス感	染症対	策事業費				エネルギー・食 影響を受ける児 い、負担金補助	量クラブの負 及び交付金を	担を軽減し、事		

## 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

ちがさき男女共同参画推進プランの名称の変更に伴い、ちがさき男女共同参画推進プラン協議会の名称を改めるため提案する。

## 2 根拠法規

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第203条の2第 5項

## 3 条例の概要

- (1) ちがさき男女共同参画推進プラン協議会の名称を茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会に改めることとした。(別表関係)
- (2) 所要の規定を整備することとした。(附則第2項関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

	改	正後				改	正前	· .		
川表(第2第	<b>秦関係)</b>		月月	別表(第2条関係)						
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数		附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数		
市	略	略	略		市長	略	略	略		
	茅ヶ崎市ジェン ダー平等推進計 画協議会	茅ヶ崎市ジェンダー平等推進 計画につき市長の諮問に応じ て調査審議し、その結果を答 申し、又は建議すること。	略			ちがさき男女共 同参画推進プラ ン協議会	ちがさき男女共同参画推進プランにつき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	略		
長	略	略	略			略	略	略		
略	略	略	略		略	略	略	略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

-	改	正	後			改	- -	E .	前
1	崎市特別職の職員 1 (第1条関係)		常勤のものの報酬及	1		賞に関する 1(第1条		)一部改	女正)
	区分	単位	報酬額			区分		単位	報酬額
略		略	略		略			略	略
	ンダー平等推進 協議会委員	略	略			<u>さき男女共</u> 進プラン協		略	略
略		略	略		略			略	略
備考 『	略			   仿	L 带考	略			

## 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

## ○地方自治法

- 第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争 処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことが できる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
- 第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。) に対し、報酬を支給しなければならない。
- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 「報告第8号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時

令和5年2月20日 午前9時25分頃

事故発生場所

円蔵二丁目14番12号

事故当事者

相手方 市内所在の法人

当 方 茅ヶ崎市

## 経 過

令和5年 2月20日 事故発生

令和5年 2月20日 安全対策課より資産経営課へ事故発生の連絡を受け

る。

令和5年 2月20日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会

の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。

令和5年 4月18日 専決処分をする。

## 損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		13,200円
(算出内訳)		(修理費) 13,200円
過失割合	100%	0 %
<b>贈 償 額</b>	13,200円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 13,200円×100% =13,200円	